

四日市市告示第152号

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱(平成27年四日市市告示第171号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の交付決定) 第7条 (略) 2 市長は、前項の場合において、<u>次に掲げる条件</u>を付することができる。 <u>(1)申請者が、補助対象事業において資格の取得すること</u> <u>(2)その他市長が必要と認める条件</u> (事業の変更) 第8条 申請者が補助金の交付決定通知を受けた後において補助対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金計画変更承認申請書(第3号様式)を提出し、承認を受けなければならない。 <u>(資格の未取得による決定の取消し)</u> 第9条 申請者は、<u>第7条第2項第1号に規定する条件を成就できないことが明らかになったときは、直ちに市長に四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付決定取消届出書(第5号様式)を提出しなければならない。</u> 2 <u>市長は、前項の取消届出書を受理した場合又は第7条第2項第1号に規定する条件を成就できないことが明らかになったと市長が認めた場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。</u> 3 <u>市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに</u></p>	<p>(補助金の交付決定) 第7条 (略) 2 市長は前項の場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。 (事業の変更) 第8条 申請者が補助金の交付決定通知を受けた後において補助対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合、<u>資格の取得に至らなかった場合</u>又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金計画変更承認申請書(第3号様式)を提出し、承認を受けなければならない。</p>

その旨を四日市市中小企業人材スキル
アップ支援事業費補助金交付決定取消
通知書（第6号様式）により申請者に通
知するものとする。

（実績報告）

第10条

申請者は、補助対象事業が完了（廃止及び中止を含む。）したときは、当該年度末までに四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 （略）

（補助金の交付）

第11条

市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は、申請者の請求により補助金を交付するものとする。

2 申請者は、前項の請求を行う場合は、請求書（第8号様式）により市長に請求するものとする。

2から3まで（略）

（決定の取消し）

第12条（略）

（補助金の返還）

第13条（略）

第14条（略）

附則

（施行期日）

1 （略）

（有効期限）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

講 習 や 研 修 修 了 が 必	建 築 ・ 設 備 ・ 土 木 関	車両系建設機械運転 不整地運搬車運転 高所作業車運転 フォークリフト運転 ショベルローダー等運転 玉掛け <u>はい作業主任者技能講習</u> 床上操作式クレーン運転 小型移動式クレーン運転
---	---	---

（実績報告）

第9条

申請者は、補助対象事業が完了（廃止及び中止を含む。）したときは、当該年度末までに四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 （略）

（補助金の交付）

第10条

市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は、申請者の請求により補助金を交付するものとする。

2 申請者は、前項の請求を行う場合は、請求書（第6号様式）により市長に請求するものとする。

2から3まで（略）

（決定の取消し）

第11条（略）

（補助金の返還）

第12条（略）

第13条（略）

附則

（施行期日）

1 （略）

（有効期限）

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

講 習 や 研 修 修 了 が 必	建 築 ・ 設 備 ・ 土 木 関	車両系建設機械運転 不整地運搬車運転 高所作業車運転 フォークリフト運転 ショベルローダー等運転 玉掛け 床上操作式クレーン運転 小型移動式クレーン運転
---	---	---

要 な 資 格	係	<u>クレーンの運転の業務に係る特別教育</u> ガス溶接 コンクリート破砕器作業主任者 <u>地山の掘削作業主任者・土止め支保工作業主任者</u> 型枠支保工の組立て等作業主任者 足場の組立て等作業主任者 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 鋼橋架設等作業主任者 コンクリート橋架設等作業主任者 木造建築物の組立て等作業主任者 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 有機溶剤作業主任者 プレス機械作業主任者 ボイラー取扱 耐震継手 大口径耐震継手 特定化学物質等作業主任者 特別管理産業廃棄物管理責任者 建築設備検査員 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 特定自主検査事業内検査者 石綿作業主任者 ガス溶接作業者 <u>配管用フレキ管講習</u> <u>自由研削といしの取替えに係る特別教育</u> <u>フルハーネス型安全帯（墜落制止用器具）使用作業特別教育</u> <u>低圧電気取扱者特別講習</u> <u>登録解体工事講習</u> <u>振動工具取扱い作業者特別教育</u> <u>甲種危険物等取扱責任者</u> <u>普通第一種圧力容器取扱作業主任者</u>
		(略)
管 理		職長・安全衛生責任者教育 <u>安全衛生推進者養成講習</u>

要 な 資 格	係	ガス溶接 コンクリート破砕器作業主任者 型枠支保工の組立て等作業主任者 足場の組立て等作業主任者 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 鋼橋架設等作業主任者 コンクリート橋架設等作業主任者 木造建築物の組立て等作業主任者 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 有機溶剤作業主任者 プレス機械作業主任者 ボイラー取扱 耐震継手 大口径耐震継手 特定化学物質等作業主任者 特別管理産業廃棄物管理責任者 建築設備検査員 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 特定自主検査事業内検査者 石綿作業主任者 ガス溶接作業者
		(略)
管 理		職長・安全衛生責任者教育

	・その他	<u>職長等に対する安全衛生教育</u> 安全管理者 <u>刈払機取扱作業者安全衛生教育</u> <u>産業廃棄物処理業（収集・運搬課程）</u> <u>警備業務（特別講習に限る。）</u> <u>特定粉じん作業に対する特別教育</u> <u>ECDIS講習</u> <u>IGFコードの適用を受ける船舶向け基本訓練</u>
試験合格が必要な資格	運転免許関係	大型自動車第一種免許（限定解除を含む。） 大型自動車第二種免許（限定解除を含む。） 大型特殊自動車免許（限定解除を含む。） 中型自動車第一種免許（限定解除を含む。） 中型自動車第二種免許（限定解除を含む。） 準中型自動車免許（限定解除を含む。） けん引免許 海技士 揚貨装置運転士 移動式クレーン運転士 クレーン・デリック運転士 <u>小型船舶操縦士</u>
	建築・設備・土木関係	建築士 建築施工管理技士 建設機械施工技士 管工事施工管理技士 造園施工管理技士 建築設備士 測量士・測量士補 舗装施工管理技術者 電気工事士 電気工事施工管理技士 電気主任技術者 電気通信工事担任者 電気通信工事施工管理技士 土木施工管理技士 エネルギー管理士 危険物取扱者 技術士

	・その他	安全管理者
試験合格が必要な資格	運転免許関係	大型自動車第一種免許（限定解除を含む。） 大型自動車第二種免許（限定解除を含む。） 大型特殊自動車免許（限定解除を含む。） 中型自動車第一種免許（限定解除を含む。） 中型自動車第二種免許（限定解除を含む。） 準中型自動車免許（限定解除を含む。） けん引免許 海技士 揚貨装置運転士 移動式クレーン運転士 クレーン・デリック運転士
	建築・設備・土木関係	建築士 建築施工管理技士 建設機械施工技士 管工事施工管理技士 造園施工管理技士 建築設備士 測量士・測量士補 舗装施工管理技術者 電気工事士 電気工事施工管理技士 電気主任技術者 電気通信工事担任者 電気通信工事施工管理技士 土木施工管理技士 エネルギー管理士 危険物取扱者 技術士

	技能士 ガス溶接作業主任者 ボイラー技士 マンション管理士 下水道管路管理技士 下水管路更生管理技士 推進工事技士 地質調査技士 補償業務管理士 給水装置工事主任技術者 <u>公害防止管理者</u>		技能士 ガス溶接作業主任者 ボイラー技士 マンション管理士 下水道管路管理技士 下水管路更生管理技士 推進工事技士 地質調査技士 補償業務管理士 給水装置工事主任技術者
福祉関係	介護支援専門員 介護福祉士 介護事務管理士 <u>看護師</u>	福祉関係	介護支援専門員 介護福祉士 介護事務管理士
管理・その他	衛生管理者 R C C M (シビルコンサルティングマネージャー) 職業訓練指導員 宅地建物取引士 日商簿記検定 ファイナンシャル・プランニング技能士 <u>労働安全コンサルタント</u> <u>労働衛生コンサルタント</u> <u>建築物環境衛生管理技術者</u> <u>行政書士</u> <u>キャリアコンサルタント</u> <u>キャリアコンサルティング技能検定</u>	管理・その他	衛生管理者 R C C M (シビルコンサルティングマネージャー) 職業訓練指導員 宅地建物取引士 日商簿記検定 ファイナンシャル・プランニング技能士

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

第1号様式（第10条関係）

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 所在地 四日市市

団体名

代表者

印

電話番号 ()

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第3条に規定する事業を実施するので、同要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業の概要（別紙）

(2) 収支予算書

(3) 実施主体の概要

（資本金、従業員数、事業の概要等がわかるもの、会員名簿等）

(4) 完納証明書

(5) その他

事業の概要（別紙）

（１）講習会等の内容

①取得資格等	
②実施機関	
③受講日程	年 月 ～ 年 月
④資格取得見込	年 月

（２）受講者氏名

氏名
計 _____ 名

(第2号様式)

第 号

申請者 所在地 四日市市
団体名
代表者

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市中小企業人材スキルアップ
支援事業費補助金について、四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交
付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金の交付条件

- (1) 上記の団体が補助金の対象とする事業を実施すること。
- (2) 事業計画に変更を生じた場合は、市に報告すること。
- (3) 四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守
すること。
- (4) この補助金の交付に係る関係書類は、事業終了後5年間保存しておくこと。
- (5) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

<注>事業の効果測定を目的に、後日、申請者に対して市がアンケート等を実施
する場合がありますので、可能な限り協力をお願いします。

(第3号様式)

年 月 日

四日市市長

申請者 所在地 四日市市

団体名

代表者

印

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金
計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号一 であった四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 円

2 変更理由

3 変更内容

4 その他

(1)変更収支予算書

(2)その他

(第4号様式)

第 号一

申請者 所在地 四日市市
団体名
代表者

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金
計画変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金の計画変更を承認し、四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金第8条第3項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号で行った補助金交付決定を下記の通り変更したため、通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1 補助金変更決定額 金 円

2 補助金の交付条件

- (1) 上記の団体が補助金の対象とする事業を実施すること。
- (2) 四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (3) この補助金の交付に係る関係書類は、事業終了後5年間保存しておくこと。
- (4) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

(第5号様式)

年 月 日

四日市市長

申請者 所在地 四日市市

団体名

代表者

印

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金
交付決定取消届出書

年 月 日付け 第 号一 で交付決定通知のあった
四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金について、下記のとおり事
業を取消したいので、四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付
要綱第9条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

- 1 取消する資格・免許名
- 2 取消理由
- 3 取消額

(第6号様式)

第 号一

申請者 所在地 四日市市
団体名
代表者

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金
交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金の取消を承認し、四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金第9条第3項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号で行った補助金交付決定を下記の通り取消したため、通知します

年 月 日

四日市市長

印

記

- 1 取消する資格・免許名
- 2 取消理由
- 3 取消額

(第7号様式)

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

四日市市長

申請者 所在地 四日市市

団体名

代表者

印

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の規定による事業を実施したので、同要綱第9条の規定に基づき次のとおり報告します。

記

1 事業の結果

(1) 講習会等の内容

①取得資格等	
②実施機関	
③受講日程	年 月 日 ～ 年 月 日

2 資格等取得者氏名

氏名
計 _____ 名

3 添付書類

(1) 収支決算書

(2) 収支を証する書類の写し

(3) 事業の実施を証する書類 (修了証等の写し等)

(4) その他

(第8号様式)

年 月 日

四日市市長

申請者 所在地 四日市市

団体名

代表者

印

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込希望口座	銀行	支店							
	金庫								
	農協	出張所							
	<口座種別> 普通 当座								
	<口座番号>								
	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
	<口座名義人(フリガナ)>								

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第1号様式による用紙で現に存在するものは、所要の修正を加え、令和2年4月30日までの間、使用することができる。

(商工農水部商工課)